

高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。（以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域公共交通の担い手となるタクシー事業者が、タクシー車両の更新及び導入による経営の安定化並びに運行体制の維持に必要な運転手の確保に取り組むための経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「タクシー事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に営業所を設置し、タクシー事業を行う者とする。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率については別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、別表第1の(2)普通自動車第二種免許取得支援事業については当該交付金等交付申請書をもって規則第11条第1項の補助金等実績報告書に代えるものとする。

3 第1項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別表第1の(1)タクシー車両導入事業については当該

補助事業者へ通知するものとし、別表第1の(2)普通自動車第二種免許取得支援事業については当該補助事業者へ額の確定と併せて通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準ずること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定又はこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の重要な変更、中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、別表第1の(1)タクシー車両導入事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止
- (2) 補助事業の施行箇所の変更
- (3) 補助事業の完了年月日の延期
- (4) 補助金額の増額
- (5) 補助金の交付決定額に対して20パーセントを超える補助金額の減額の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 知事は、前項の規定により変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内

容を変更し、又は条件を付すことができる。

(遂行状況の報告)

第10条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、別表第1の(1)タクシー車両導入事業について、補助事業が完了した場合(第9条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、別記第3号様式による補助金実績報告書及び関係書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額)を別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第7条の規定により通知した補助金の交付決定額(第9条の規定による承認をした場合は、その承認した額)と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(4) 正当な理由がなく規則又は要綱の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため補助事業の内容を確認することができないとき。

(5) 補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が不適當であると認めたとき。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を県に納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合であって、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第8条、第10条、第13条、第14条及び第17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助要件	補助上限額
(1) タクシー車両導入事業 (※1)	タクシー事業に使用する車両の導入に要する経費（車両本体及びリフト又はスロープの設置費）のうち次の全ての条件を満たすものとする。 (1) 令和2年度燃費基準達成車以上の車両であること。(※2) (2) 初度登録からの経過年数が満5年未満かつ累積走行距離が300,000km未満の車両であること。	2分の1以内 ただし、国庫補助金を受ける場合は、補助対象経費から国庫補助金の交付額を差し引いた金額の2分の1以内とする。	次の各号に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 将来の公共交通の姿に関する関係者ワーキンググループにおいて、地域公共交通の維持・確保に必要な車両として認定されていること。 (2) 車両の代替を行う場合は、代替前の車両が初度登録から満8年を経過していること。 (3) 高知県内の営業所に配置する車両であること。	車両1台当たりの補助上限額は160万円とする。
(2) 普通自動車第二種免許取得支援事業	タクシー事業者が負担した従業員の普通自動車第二種免許取得に係る経費（教習を受けるために自動車教習所に支払う費用）	3分の1以内 ただし、国庫補助金を受ける場合は、国庫補助金の交付決定額との合計で、補助対象経費の2分の1以内とする。	補助事業者が、普通自動車第二種免許を取得した従業員を、普通自動車第二種免許取得後3か月以上運転者として雇用していること。	従業員1名当たりの補助上限額は8万円とする。

※1 補助金の交付は、1事業者につき1台を原則とする。ただし、予算の範囲内において知事が特に認める場合はこの限りではない。

※2 「令和2年度燃費基準達成車」とは、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）第4条の2の規定に基づき算定された令和2年度燃費基準達成・向上達成レベルが100以上であると評価された車両をいう。

※補助対象外経費

- ア 公課費（自動車税、環境性能割及び自動車重量税等）に要する経費
- イ 再資源化預託金等（リサイクル料）
- ウ 免許取得に係る交通費及び宿泊費並びに検定不合格による追加費用（補習費用、再検定費用等）
- エ 交付決定前に実施した事業の経費（ただし、（2）普通自動車第二種免許取得支援事業については、交付決定をした日の属する年度の4月1日以降に実施した事業について、領収書等で確認できた場合は、補助対象とする。）
- オ その他補助することが適当と認められない経費

別表第 2（第 7 条、第 8 条、第 13 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。